

従来の実施状況に関する情報開示

※ 当業務については、平成23年度に「労働保険適用促進事業」と「雇用保険活用援助事業」の2つの事業を整理・統合して新設されたものであるため、実施状況については平成23年度からの開示となる。

1 従来の実施に要した経費(委託費の額(契約額の詳細は別添1のとおり))

区分	平成23年度		平成24年度	
	契約額	精算額	契約額	精算額
1 金額(単位:円)	867,197,000円	797,565,580円	866,616,000円	824,431,686円

※ 平成23年度と平成24年度の精算額の差については、加入勧奨活動件数増に伴う加入勧奨推進費の増によるものである。

2 事業の実施に要した人員(選任要件等については、別紙1及び2のとおり、また、都道府県別の配置状況は別添3のとおり)

区分	平成23年度	平成24年度
	実績数	実績数
1 労働保険加入促進員	166人	166人
2 労働保険加入推進員	6,932人	7,018人

※ 平成23年度と平成24年度の推進員の差については、加入勧奨活動件数の増加を図るため、現行事業者の判断により推進員の配置を増やしたことによるものである。

3 施設及び設備:詳細は別添2のとおり

4 目標及び達成の程度(都道府県別実績数は別添3のとおり)

区分	平成23年度			平成24年度		
	目標数	実績数	達成割合	目標数	実績数	達成割合
1 未手続事業情報収集数	50,000件	34,101件	68.2%	50,000件	50,069件	100.1%
2 加入勧奨活動件数	70,000件	64,894件	92.7%	70,000件	72,222件	103.2%
3 保険関係成立件数	32,000件	31,836件	99.5%	32,000件	34,683件	108.4%
4 雇用保険手続件数	16,000件	13,373件	83.6%	16,000件	14,810件	92.6%

5 その他の事業の実施状況

区分	平成23年度	平成24年度
	実績数	実績数
○事業主説明会		
1 開催回数	388回	405回
2 受講者数	19,922人	20,376人
○研修業務(推進員対象)		
1 研修実施回数	152回	142回
2 受講者数	6,980人	6,565人

6 業務フロー図については別添4、厚生労働省内部部局の組織図については別添5、加入勧奨マニュアルについては別添6、周知用パンフレット(平成25年度は70,000部作成)については別添7を参照のこと。

また、事業主説明会及び研修のカリキュラム例については別添8、別添9、参考様式については別添10を参照のこと。

(別添1)

委託事業所要経費内訳(平成23年度契約額)

科 目	金 額
	千円
1. 加入勧奨推進費	323,400
・調査説明費	84,000
・成功報酬費	224,000
・消費税等	15,400
2. 人件費	363,469
・労働保険適正加入促進員	315,641
・本部人件費	30,520
・消費税等	17,308
3. 研修費	6,831
・諸謝金	87
・旅費交通費	304
・研修諸費	6,115
・消費税等	325
4. 調査実施費	35,232
・印刷製本費等	33,554
・消費税等	1,678
5. その他	138,265
・事業主説明会費	17,777
・普及広報費	15,513
・管理諸費経費	77,294
・その他経費	21,097
・消費税等	6,584
小計	825,902
消費税等相当額	41,295
合計	867,197

委託事業所要経費内訳(平成24年度契約額)

科 目	金 額
	千円
1. 加入勧奨推進費	323,400
・調査説明費	84,000
・成功報酬費	224,000
・消費税等	15,400
2. 促進員費	330,822
・労働保険適正加入促進員	274,896
・社会保険料等負担金	40,172
・消費税等	15,754
3. 研修費	10,321
・諸謝金	87
・旅費交通費	1,413
・研修諸費	8,329
・消費税等	492
4. 調査実施費	27,659
・印刷製本費等	23,370
・未手続一掃対策会議	2,972
・消費税等	1,317
5. その他	174,414
・事業主説明会費	26,283
・普及広報費	17,530
・本部人件費	30,371
・管理諸費経費	71,338
・その他経費	20,587
・消費税等	8,305
小計	825,348
消費税等相当額	41,268
合計	866,616

施設及び設備

※設備については、全ての地方事務所等において実施要項の
2(2)①に記載の設備に示されているものを備えている。

都道府県名等		設置場所
本部組織		東京都千代田区九段南
1	北海道	札幌市中央区北一条西
2	青森	青森市長島
3	岩手	盛岡市大通
4	宮城	仙台市青葉区花京院
5	秋田	秋田市山王
6	山形	山形市緑町
7	福島	福島市本町
8	茨城	水戸市南町
9	栃木	宇都宮市新町
10	群馬	前橋市日吉町
11	埼玉	さいたま市大宮区桜木町
12	千葉	千葉市中央区栄町
13	東京	千代田区四番町
14	神奈川	横浜市中区常盤町
15	新潟	新潟市中央区新光町
16	富山	富山市安住町
17	石川	金沢市西念
18	福井	福井市大手
19	山梨	甲府市朝日
20	長野	長野市御所岡田
21	岐阜	岐阜市藪田南
22	静岡	静岡市葵区追手町
23	愛知	名古屋市中村区名駅
24	三重	津市桜橋
25	滋賀	大津市京町
26	京都	京都市中京区烏丸通り二条上ル蒔絵屋町
27	大阪	大阪市中央区谷町
28	兵庫	神戸市兵庫区西橘通
29	奈良	奈良市登大路町
30	和歌山	和歌山市北出島
31	鳥取	鳥取市瓦町
32	島根	松江市母衣町
33	岡山	岡山市北区石関町
34	広島	広島市中央区上八丁堀
35	山口	山口市後河原
36	徳島	徳島市東出来島町
37	香川	高松市西の丸町
38	愛媛	松山市一番町
39	高知	高知市はりやま町
40	福岡	福岡市博多区博多駅
41	佐賀	佐賀市駅前中央
42	長崎	長崎市樺島町
43	熊本	熊本市中央区横紺屋町
44	大分	大分市大手町
45	宮崎	宮崎市橘通東
46	鹿児島	鹿児島市真砂町
47	沖縄	那覇市久留米

(別添3)

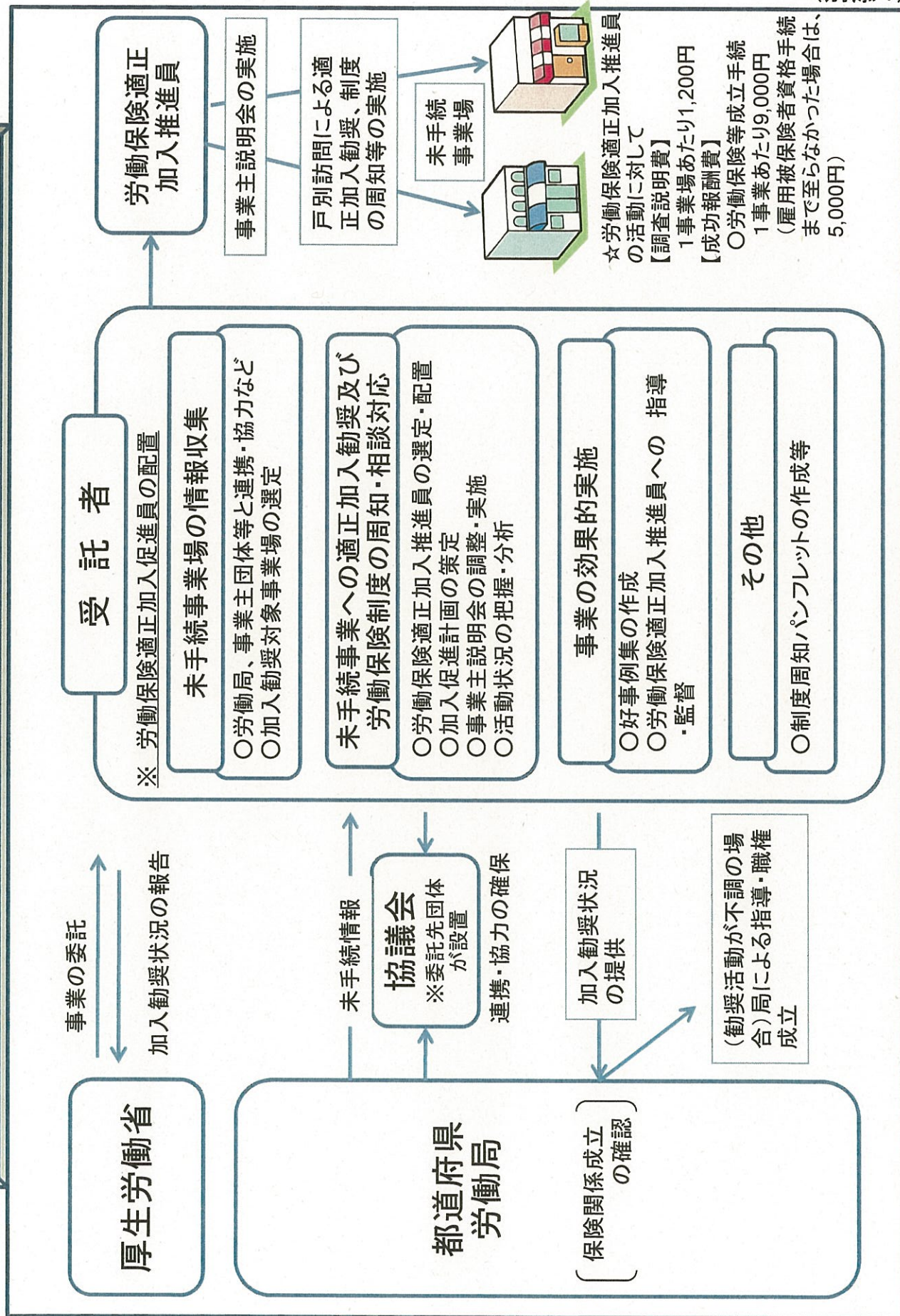
平成23年度 労働保険適正加入促進事業実施状況

分 支部	区	未手続事業情 報収集数 把握数	加入勧奨活動 件数	保険関係成立 件数		適正加入 促進員配 置数	適正加入 推進員配 置数
					雇用保険 手続件数		
01北海道		1,227	2,117	1,321	769	6	466
02青森		239	639	293	133	3	97
03岩手		274	858	365	222	3	86
04宮城		857	1,521	960	412	3	116
05秋田		564	539	276	145	3	80
06山形		274	500	252	128	3	98
07福島		657	1,383	756	341	3	176
08茨城		1,296	1,581	1,044	438	3	218
09栃木		275	562	320	131	3	111
10群馬		493	939	524	217	3	159
11埼玉		1,201	1,571	1,136	527	4	173
12千葉		1,259	2,779	1,408	530	4	152
13東京		3,347	6,210	4,346	1,362	8	501
14神奈川		1,500	3,107	1,517	712	5	238
15新潟		1,007	2,781	876	417	4	242
16富山		271	926	338	147	3	84
17石川		377	1,204	327	138	3	80
18福井		265	627	294	105	3	86
19山梨		292	803	282	120	3	84
20長野		811	1,662	848	271	4	281
21岐阜		528	956	513	213	3	112
22静岡		944	3,056	1,088	402	4	223
23愛知		1,553	2,660	1,289	599	4	263
24三重		426	848	405	173	3	83
25滋賀		453	1,032	325	125	3	103
26京都		565	1,558	567	216	4	189
27大阪		3,131	2,711	2,042	656	6	286
28兵庫		1,133	2,082	1,021	386	4	249
29奈良		193	553	187	79	3	65
30和歌山		212	609	249	114	3	66
31鳥取		127	588	176	83	3	58
32島根		167	230	146	67	3	37
33岡山		675	1,441	543	193	3	131
34広島		1,078	2,053	929	394	4	236
35山口		530	766	488	210	4	139
36徳島		257	781	230	80	3	81
37香川		239	423	253	125	3	67
38愛媛		562	626	401	199	3	92
39高知		181	406	184	82	3	65
40福岡		1,407	3,321	1,337	558	5	230
41佐賀		230	775	163	93	3	86
42長崎		588	525	256	115	3	124
43熊本		1,137	1,243	400	234	3	126
44大分		247	546	266	155	3	68
45宮崎		193	624	197	122	3	58
46鹿児島		351	1,167	398	228	3	97
47沖縄		508	1,005	300	207	3	70
合 計		34,101	64,894	31,836	13,373	166	6,932

平成24年度 労働保険適正加入促進事業実施状況

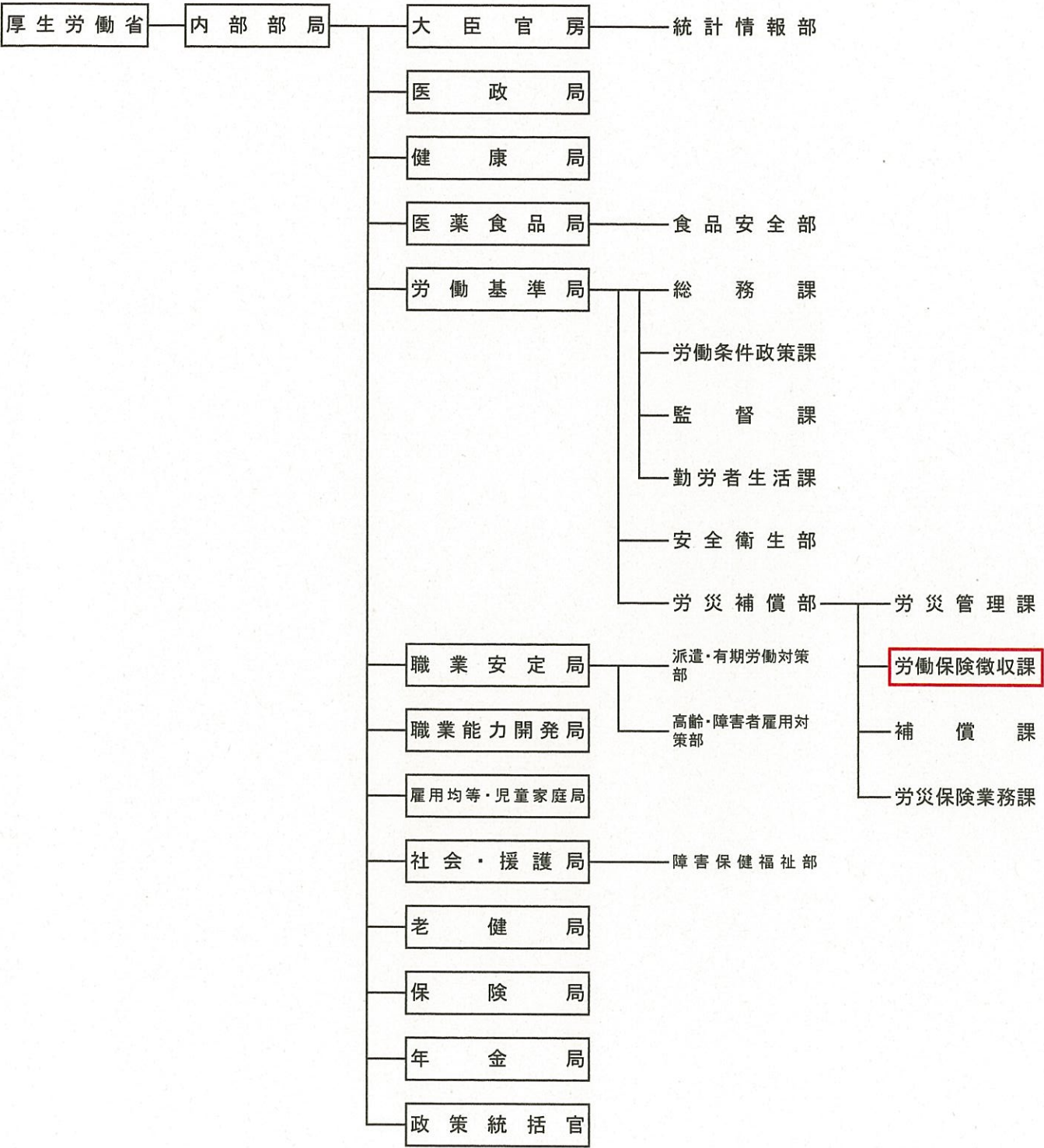
分 区 支部	未手続事業情 報収集数 把握数	加入勧奨活動 件数	保険関係成立 件数		適正加入 促進員配 置数	適正加入 推進員配 置数
				雇用保険 手続件数		
01北海道	1,436	2,079	1,290	680	6	462
02青 森	346	808	343	142	3	98
03岩 手	932	900	492	312	3	94
04宮 城	994	1,888	964	451	3	116
05秋 田	617	504	228	99	3	89
06山 形	450	719	357	170	3	97
07福 島	999	1,747	827	402	3	175
08茨 城	1,667	1,758	1,221	500	3	227
09栃 木	724	822	405	176	3	115
10群 馬	714	1,293	610	260	3	164
11埼 玉	1,427	1,750	1,218	563	4	178
12千 葉	1,692	3,255	1,693	651	4	148
13東 京	5,605	6,963	4,701	1,571	8	465
14神奈川	2,986	4,313	1,743	786	5	241
15新 潟	1,371	2,502	901	451	4	240
16富 山	436	876	425	185	3	85
17石 川	465	1,235	424	214	3	85
18福 井	416	964	436	154	3	88
19山 梨	355	927	289	132	3	89
20長 野	984	1,562	631	302	4	283
21岐 阜	561	819	502	224	3	117
22静 岡	1,093	2,750	1,043	397	4	223
23愛 知	1,610	2,152	1,401	640	4	272
24三 重	568	847	566	264	3	77
25滋 賀	727	1,143	348	127	3	106
26京 都	1,669	2,203	703	236	4	198
27大 阪	5,982	2,578	2,091	712	6	291
28兵 庫	1,291	2,758	1,130	408	4	258
29奈 良	393	678	193	75	3	64
30和歌山	362	787	286	127	3	70
31鳥 取	279	651	190	89	3	62
32島 根	277	317	185	100	3	44
33岡 山	935	1,337	541	216	3	130
34広 島	1,081	2,548	920	359	4	239
35山 口	825	995	676	326	4	137
36徳 島	553	792	244	98	3	81
37香 川	433	494	269	142	3	66
38愛 媛	650	755	494	222	3	94
39高 知	223	582	260	95	3	68
40福 岡	1,885	3,483	1,265	520	5	239
41佐 賀	453	795	165	101	3	88
42長 崎	713	605	334	160	3	127
43熊 本	853	1,567	424	221	3	125
44大 分	799	602	374	192	3	71
45宮 崎	301	656	230	143	3	65
46鹿児島	436	1,541	311	173	3	97
47沖 縄	501	922	340	242	3	70
合 計	50,069	72,222	34,683	14,810	166	7,018

労働保険適正加入促進事業について(業務フロー図)



(別添4)

厚生労働省内部部局の組織図 (が、対象業務を行っている部署である。)



取扱注意

労働保険加入勧奨実施マニュアル

このマニュアルは内部資料につき、取扱いには十分ご注意ください。

平成25年4月版

一般
社団法人

全国労働保険事務組合連合会

はじめに

労働保険の未手続事業に対する適用促進の取り組みは、昭和62年から労働省（当時）の委託事業として実施されてきており、平成17年度からは、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等を図る観点から「労働保険の未手続事業一掃対策」における労働保険適用促進業務として、全国労保連会長が委嘱する労働保険加入勧奨推進員による加入勧奨制度に抜本的に改正され実施されてきましたが、平成23年度からは、事業の見直しにより雇用保険活用援助事業と統合され新設された労働保険適正加入促進事業として、会長が委嘱する労働保険適正加入推進員による加入勧奨制度として実施されております。

本マニュアルは、労働保険適正加入推進員が、未手続事業場を訪問し、加入勧奨を行うに当たっての留意事項、労働保険の成立手続に係る基本的事項、労働保険事務組合制度に加えて、労働保険加入勧奨事例集に掲載された中から、訪問の約束から面談・説明までの各段階における取組の事例を掲載しましたので、加入勧奨業務を実施するに当たっての参考としてください。

平成25年4月

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

目次

I 労働保険適正加入促進事業について	1
労働保険適正加入促進事業の流れ図	3
労働保険の未手続事業一掃対策の流れ図	4
II 加入勧奨の進め方	5
III 加入勧奨の進め方（具体例）	8
IV 労働保険に係る基本的事項	13
V 労働保険事務組合制度	17
VI 一般拠出金について	18
労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます	20
VII 労働保険適正加入促進事業関係様式（主なもの）	22
未手続事業名簿（支部提出用）（様式第3号－1関連）【記載例】	23
労働保険加入勧奨状況報告書（様式第4号）【記載例】	24
労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書（様式第5号）【記載例】	25
VIII 個人情報の管理について	26

非開示

I 労働保険適正加入促進事業について

1 労働保険適正加入促進事業の趣旨

労働保険は、強制加入保険であるにもかかわらず、未だ中小零細事業を中心に未手続事業が多く存在している。

この状態は、労働保険の健全運営及び労働者の適正なる保護を阻害することとなるため、労働保険の未手続事業を対象に、加入勧奨活動等の業務を実施することにより、その解消を図るものである。

また、加入勧奨活動により雇用保険に係る保険関係が成立した適用事業については、労働保険関係成立届等労働保険の成立手続の他、雇用保険の事業所に関する届出並びに雇用する労働者（被保険者）に関する届出等雇用保険の加入手続が必要となるが、労災保険の成立手続と書類の提出先が異なること、被保険者の適用範囲が拡大されてきたこと等から、届出漏れがある状況が見受けられるため、未手続事業の解消と併せて、これらの届出の履行を確保することにより、労働保険の適正加入の促進を図ることとする。

なお、労働保険の未手続事業に対する加入勧奨活動は、厚生労働省が平成17年度に策定した「労働保険の未手続事業一掃対策」（「労働保険の未手続事業一掃対策の流れ図」（4ページ参照））における取組として実施されており、その間、一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）は厚生労働省から労働保険適正加入促進事業を受託実施してきたが、これまでの実施状況は次のとおりである。

労働保険適正加入促進事業実施状況

区分	調査説明費（件）	成功報酬費（件）
平成20年度	68,126	31,120
平成21年度	65,270	30,877
平成22年度	62,007	29,486
平成23年度	64,894	31,836
平成24年度	72,222	34,683

2 労働保険適正加入推進員について

労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）は、全国労保連が厚生労働省との間に締結した「労働保険適正加入促進事業委託契約」に基づき、労働保険未手続事業への加入勧奨業務を行うため、都道府県労働保険事務組合連合会（以下「支部」という。）に配置する者を指す。また、委嘱の手続、業務内容等については、次のとおりである。

(1) 委嘱手続

事務組合代表者から推薦のあった者について、支部において内容審査の上、適格者であるとして本部に推薦のあった者の中から、全国労保連会長（以下

「会長」という。）が委嘱し、支部に配置する。

なお、委嘱状に替えて会長発行の労働保険適正加入推進員証及び厚生労働省労働基準局長発行の労働保険適正加入促進事業委託証明書（以下「推進員証」という。）を交付することとする。

(2) 業務内容

推進員は、支部における労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）の指揮・監督の下、次の業務を行うものとする。

ア 事業主等に対する加入勧奨活動及び雇用保険制度の周知等

① 労働保険に関する制度等の概要を解説したパンフレット等を活用しての制度の説明

② 事業主等に対する労働保険加入に係る説明

③ 申請、届出等に関する義務等の説明

④ 事業主等に対する雇用保険制度の適正な手続等に関する説明

⑤ 労働保険の加入に当たって必要となる関係諸帳簿の整備に関する指導

⑥ 労働保険事務組合制度の説明

イ 支部が計画する事業主説明会への協力

ウ 労働保険加入勧奨状況報告書（様式第4号）（以下「加入勧奨状況報告書」という。）の作成・報告

エ 加入勧奨の結果、保険関係の成立手続を行う事業主のうち、希望する者に対する適切な労働保険事務組合の紹介

オ 支部（推進員）との連絡調整

カ 未手続事業情報の収集

(3) 守秘義務

推進員は、委託業務に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならないものとする。

(4) 個人情報の保護・管理体制

個人情報の保護・管理については、「個人情報の管理について」（26～27ページ参照）に基づき適切に保護・管理することとする。

(5) 委嘱の取消

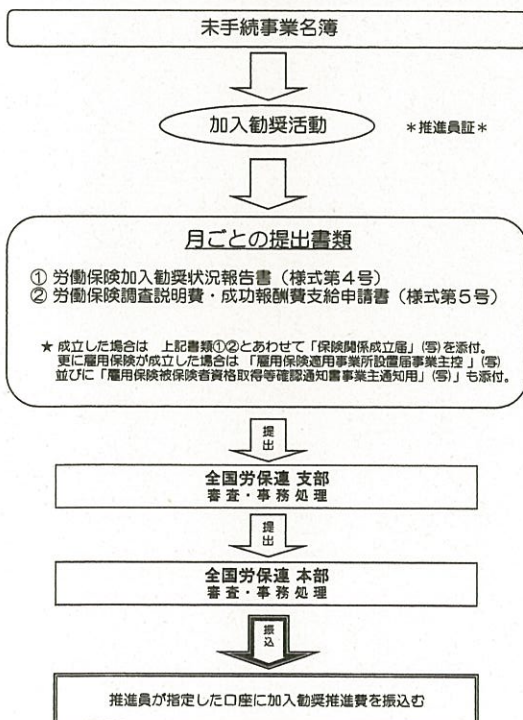
推進員が加入勧奨状況報告書において虚偽報告を行った場合、その他、守秘義務違反等、加入勧奨活動を適切に実施できないと認められる場合は、推進員の委嘱を取消することとする。

(6) 加入勧奨活動に関する加入勧奨推進費の支給

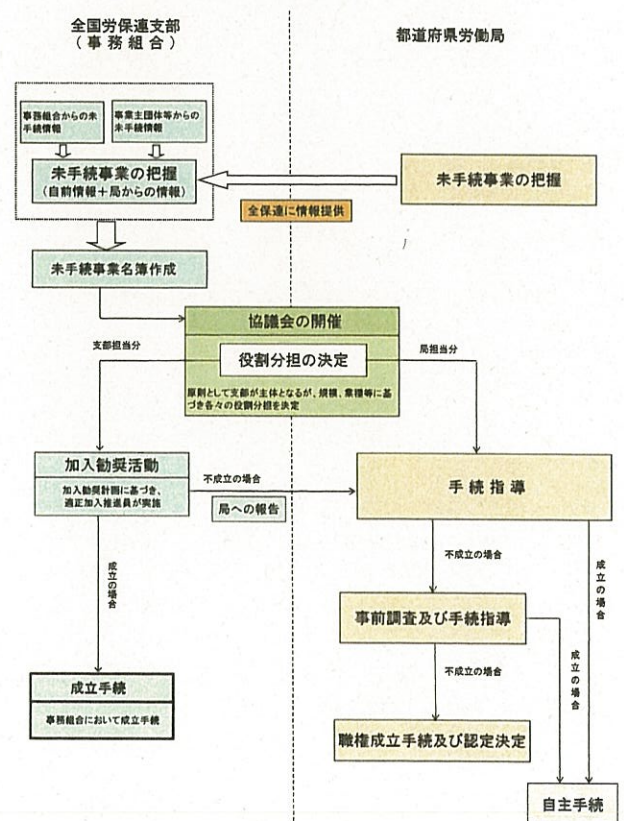
推進員が加入勧奨を行った場合には調査説明費を、またその結果、成立に至った場合には成功報酬費を支給する。

労働保険適正加入促進事業の流れ図

推進員委嘱



労働保険の未手続事業一掃対策の流れ図



1 労働保険とは

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

(1) 保險關係成立屆、概算保險料申告書

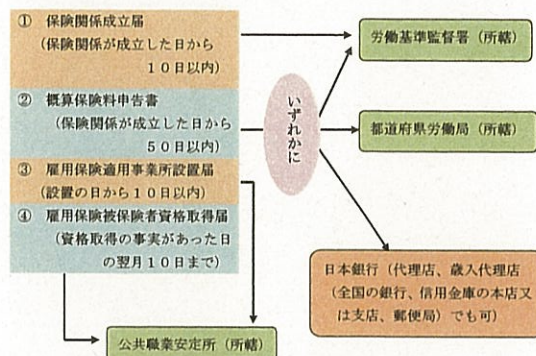
(2) 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

(3) 成立手続関係書類の提出期限及び提出先

ア 一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。



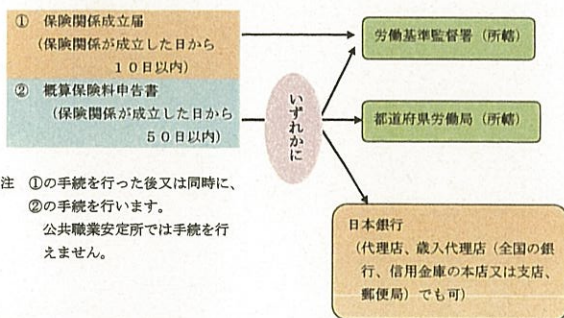
注1. ①の手続きを行った後又は同時に、②の手続きを行います。

2. ①の手續を行った後に、③及び④の手續を行います。

イ 二元適用事業の場合

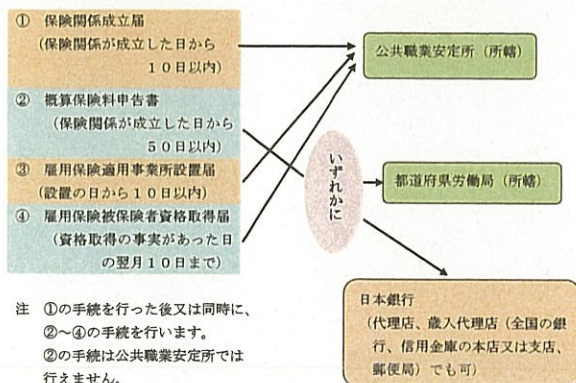
※ 二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的（別々に）に行う事業です。一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

(ア) 労災保険に係る手続



注 ①の手続を行った後又は同時に、
②の手続を行います。
公共職業安定所では手続を行
いません。

(イ) 雇用保険に係る手続



注 ①の手続を行った後又は同時に
②～④の手続を行います。
②の手続は公共職業安定所では
行えません。

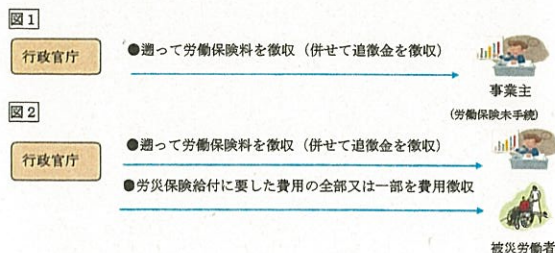
3 成立手続を怠った場合は

(1) 費用徴収制度

労働保険は政府が管理し、運営する強制的な保険ですので、原則として労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は、遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。※図 1

また、政府は事業主が故意または重大な過失により労働保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。※図2（20～21ページ参照）



(2) 労働者の取扱い

労働者とは、職業の種類を問わず、事業場に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

なお、短時間労働者（いわゆるパートタイマー）及びアルバイト等の取扱いについては、労災保険はすべて「労働者」として対象となります。

(1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

(2) 31日以上の雇用の見込みがあること。

その他、法人の役員や同居の親族、高校、大学生等の昼間学生等の取扱い等については、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせください。

V 労働保険事務組合制度

- 労働保険事務組合とは
事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。
- 労働保険事務組合への委託手続は
労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出してください。
- 委託できる事業主は
常時使用する労働者数が

・金融・保険・不動産・小売業にあっては50人
・卸売の事業・サービス業にあっては100人
・その他の事業にあっては300人

 以下の事業主となります。
- 委託できる事務の範囲
労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。
 - ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
 - ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
 - ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
 - ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
 - ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんのでご注意ください。
- 事務処理を委託すると次のような利点があります。
 - ① 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので事務の省力化が図られます。
 - ② 労働保険料の額にかかわらず納付を3回に分割できます。
 - ③ 通常では労災保険に加入することのできない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。

- 17 -

エ 料率・算定方法

一般拠出金は、業種を問わず、料率は一律1000分の0.05です。
 労災保険のメリット制対象事業場であっても、一般拠出金率についてはメリット制の適用はありません。
 金額の算定方法は、事業主が前年度に労働者に支払った賃金総額（千円未満切り捨て）×一般拠出金率（一律0.05/1000）です。
 また、一般拠出金については全額事業主の負担となります。

オ 事業廃止等

年度更新時に一般拠出金を納付した後、年度途中において事業を廃止等した場合、労働保険の確定保険料の精算手続と併せて、事業主が廃止等の時点までの間に労働者へ支払った賃金総額を基本に一般拠出金の納付手続を行っていただきます。
 なお、労働保険料の確定精算により還付金が発生した場合、「還付請求書」の提出時に一般拠出金への充当を希望することによって一般拠出金の納付を行うこともできます。

- 19 -

VI 一般拠出金について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、「石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担をいただくものです。

ア 石綿健康被害救済制度

石綿健康被害救済制度は、石綿（アスベスト）による健康被害の特殊性を考慮し、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。

この救済（医療費等の支給）に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主の皆様からの拠出金によってまかなわれています。

イ 対象の事業場

労災保険適用事業場の全事業主が対象です。

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため健康被害者の救済に当たっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業の事業主のみならず、全ての労災保険適用事業主に一般拠出金をご負担いただいています。

（注）特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

ウ 納付方法（納付時期）

労働保険料と併せて申告・納付します。

継続事業における一般拠出金は①労働保険料の年度更新手続、②事業終了（廃止）の際に労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

（注）一般拠出金は労働保険料に比べ少額であるため、事業主の皆様への負担を考慮して一回で申告・納付が終了するように概算払いを採用しておりません。そのため、確定納付のみの手続きとなります。

- 18 -

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければなりません。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収のポイント

1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付（*）の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。
 *療養開始後3年間に支給されるものに限りません。
 また、療養（補償）給付及び介護（補償）給付は除かれます。

- 20 -

- 労働者を1人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の適用事業主となります。
この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立を労働基準監督署等に提出することにより、労災保険の加入手続を行わなければなりません。
- 事業主がこの加入手続を怠っていた期間中に事故が発生した場合、労働者やその遺族には労災保険が给付されますが、その一方で事業主からは给付された労災保険の金額の全部又は一部が費用徴収されます。（別途、遡って保険料も徴収されることになります。）
- 平成17年1月1日から、この費用徴収制度が強化され、労災保険から给付を受けた金額の100％又は40％を事業主から徴収することになります。

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の加入手続を行っていませんでした。

ところが、先般従業員B（賃金日額1万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

故意と認定された場合

労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局の職員から労災保険の加入手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の加入手続を行わなかった場合は、「故意」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が費用徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\text{遺族補償一時金の額} (10,000 \text{円} (\text{労働者の賃金日額}) \times 1,000 \text{日分}) \times 100\% = 10,000,000 \text{円}$$

重大な過失と認定された場合

A社について、労災事故が起こる以前に労災保険の加入手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が費用徴収の対象となります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\text{遺族補償一時金の額} (10,000 \text{円} (\text{労働者の賃金日額}) \times 1,000 \text{日分}) \times 40\% = \mathbf{4,000,000 \text{円}}$$

費用徴収制度の詳細については厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

VII 労働保険適正加入促進事業関係様式
(主なもの)

○未手続事業名簿（支部提出用）（様式第3号-1 関連）【記載例】

○労働保険加入勧奨状況報告書（様式第4号）【記載例】

○労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書（様式第5号）【記載例】

様式第4号 記載例

○事業場ごとに作成してください。

○(正)・(副)・(控)の3部作成し、様式第5号とあわせて毎月末日までに(正)と(副)を支所に提出してください。

[illegible]

未 手 腕 事 業 名 簿

記載例

番号	事業場名 (代表者名)	郵便番号	所在地	電話番号	事業の種類・概要等	労働者数 ※雇用 労働者数 パート労働者	備考
1	株式会社 ワタベ企画 渡辺 太郎	422-89XX	静岡県静岡市東町○-△-×	051-299-55XX	3803 イベント設置	4	
2	美奈部 グレイス 中村 花美	441-45XX	富士宮市美崎町○-△	054-289-25XX	9121 美容業	1	
3	有限会社 中村建設 中村 太一	428-37XX	静岡県静岡市浜崎町○-△-×	054-323-74XX	3503 橋梁建設	2	
4	有限会社 ビルマックス 静岡第一 一郎	457-56XX	御前崎市比呂町○-△-×	054-342-06XX	9301 ビルメンテナンス業	2	
5	富士食品 株式会社 富士 二郎	400-65XX	富士市中央○-△-×	054-299-55XX	4102 水産食料品製造業	3	
6	ホテル シムズ 清水 五郎	399-42XX	藤枝市市川○-△	054-247-18XX	9803 宿泊業	5	

○推進員ごとに作成してください。
○(正)・(副)・(控)の3部作成し、毎月末日までに(正)と(副)を支部に提出してください。

個人情報の管理について

I. 基本ルール

推進員は、個人情報保護法（平成15年法律第77号）の個人情報取扱事業者（当該事業者）に該当する場合はもちろんのこと、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、受託事業（労働保険適正加入促進事業）の適正な運営および全国労働連から業務の委託を受けた者として、個人情報保護法に則った個人情報の取扱いが求められています。

○個人情報とは？

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することが可能な情報のことを言います。また、その情報単独では個人を識別できなくても、ほかの情報と照合することで個人を特定することができれば、個人情報に該当します。具体的には

- ・氏名、生年月日、電話番号
- ・本人が判別できる映像などの情報
- ・特定の個人を識別できるメールアドレスなどの情報

などのことを指します。

○個人情報取扱事業者とは？

個人情報データベース等を事業の用に供している事業者のうち、個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が、過去6ヶ月以内の1日でも5,000人を超える個人情報を管理する者が「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報保護法の義務規程が適用されます。しかし、この規程に拘わらず、受託事業の労働保険適正加入促進事業では適切な管理が求められています。

II. 個人情報を管理するときの留意点

個人情報の保護を怠り、不適切な管理によって情報漏洩した場合には、事件・事故が公表され重大なダメージを受けます。個人情報取扱事業者は法的に懲役または罰金に処せられるケースもあります。そのため個人情報を慎重に管理していく必要があります。

III. 個人情報の漏洩防止策

個人情報を漏洩させないための防止策等の措置を講じることが望まれます。

1. 人的安全管理

職員に対する採用時の教育及び定期的な教育や安全管理措置の周知徹底を図る。

2. 技術的安全管理（業務パソコン等）

- (1) 個人データの利用者の識別および認証
 - ・ID・パスワードの設定、パスワードの定期的変更、パソコン周辺等にID、パスワードを記載したシール等を貼らないこと等。
- (2) 個人データへのアクセス権限の管理
 - ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。

(様式第5号)

労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書(正)

提出する年月日を記入してください。
平成 25 年 5 月 28 日

(一社)全国労働保険事務組合 会長 原

所属事務組合名 九段労働保険協会

事務組合管理番号 4 8 - 3 0 0 1

労働保険適正加入推進員 労働太郎

推進員番号 4 8 0 1 1 2 3

提出する月を記入してください。
今年度は「平成25年度」と記入してください。
(平成25年1～3月分も「平成25年度」として記入してください。)

平成25年度(5)月分として労働保険加入給付状況を報告するとともに、労働保険調査説明費・成功報酬費の支給を申請します。

調査説明費の支給対象となる労働保険調査説明回数を記入してください。
(1事業当たり2回までとなります。)

労働保険調査説明回数	申請金額
4	1,260円 × 4 = 5,040円

別添「労働保険加入給付状況報告書(正)」ののとおり

成功報酬費支給申請額

労働保険成立手続案件数	申請金額
① 一次適用事業で労務保険及び雇用保険の成立手続を行った事業 1件	① × 9,450円 = 9,450円
② 一次適用事業で労務保険の成立手続を行った事業 1件	② × 5,250円 = 5,250円
③ 二次適用事業で労務保険の成立手続を行った事業 1件	③ × 4,200円 = 4,200円
④ 二次適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業 1件	④ × 5,250円 = 5,250円
⑤ 二次適用事業で労務保険及び雇用保険の成立手続を行った事業 1件	⑤ × 4,200円 = 4,200円
⑥ 合計 3件	⑥ 合計 18,900円

別添「労働保険成立手続報告書(正)」(「雇用保険適用事業所設置届書(正)」及び「雇用保険被保険者資格取得届書(正)」(事業主連用))ののとおり

①から⑤の件数を合計して記入してください。
①から⑤の額を合計して記入してください。

添付する様式第4号「労働保険加入給付状況報告書」の総訪問回数(欄)の回数を合計して記入してください。

総訪問回数 6回

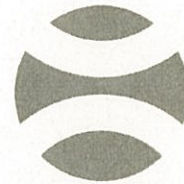
(支部経由)

MEMO.

IV. 個人情報漏洩防止のポイント

- 事務所外持ち出し時のルール
 - 持ち出した個人情報は常時携帯し、手元から離さない。
 - 車中等に放置しない(トランク内にも放置しない)。
 - 個人情報を持ち出し電車やバス等の交通機関を利用する場合は、網棚の上に置かず、必ず手元に置いておく。
 - 個人情報が搭載されているパソコン、情報端末および電子ファイル等については、必ずパスワード等を設定する。パスワード等は他の者に教えない。
 - 個人データを持ち出す場合には、持ち出すデータの記録を残しておく。
- 事務所内の防犯対策上のルール

個人情報が記載・記録された書類や情報媒体(パソコン、USBメモリー、FD、CD-ROM等)は机上等に放置せず、施錠できるキャビネットやロッカー等へ保管する。
- 電子メール・FAX送信時のルール
 - FAXは事前に宛先の登録を行い、誤送信の発生を防止する。
 - 個人情報が記録されたファイルを電子メールに添付する場合は、暗号化を行う。もしくはパスワードを設定する。
 - 郵便物を郵送する際は必ず郵送相手と送付書類の内容を照合してから送付する。
- 業務用パソコン等に関するルール
 - 業務用パソコン等の情報端末等については、第三者が利用できないよう必ずユーザーIDや起動時パスワード等の設定を行う。
 - ユーザーID・パスワードの管理を厳重に行い、第三者に知られないようにするとともに、定期的に起動時パスワード等の変更を行う。
 - 個人データが記録されたワード・エクセル等のファイルやUSBメモリー等についても、個人データの利用目的や重要性に応じて、暗号化やパスワードの設定を行う。
 - 個人データを保存している業務用パソコンにセキュリティ対策ソフト(ウィルスバスター、ノートン等)を導入し、定期的にパターンファイル等を更新する。
 - 業務用パソコンにファイル共有ソフト(Winny等)をインストールしない。
- 情報破壊時のルール
 - 個人情報が記載された書類の破壊
 - ⇒焼却、シュレッダー等による裁断または溶解処理を行う。
 - 業務用パソコン等個人情報を取り扱う機器類の破壊
 - ⇒ハードディスクの保存データをデータ消去ソフト等により確実に消去した上で、破壊を行う。
 - 個人情報が記録されているFD、CD-ROM等の記録媒体の破壊
 - ⇒保存データ消去を確実に行ったうえで、ハサミなどで切れ込みを入れるなどの破壊処理(または破壊処理に準じた処理)を行う。
 - 必要な書類等を誤って破壊することのないよう十分に確認を行う。



一般 全国労働保険事務組合連合会
社団法人

労働保険加入勧奨実施マニュアル

平成25年4月版

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番8号
九段ポンビアンビル
電 話 03(3234)1484
FAX 03(3234)8880

本書の無断複写複製を禁じます。
Copyright (C) 2013 zenkokurouhoren All Rights Reserved.

労働保険

事業主のみなさまへ

労働保険の加入手続きは
おすすめですが



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会



1 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば、事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険の加入手続

1 保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合は、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料率を乗じて得た額となります。）を概算保険料として申告・納付することになります。

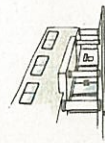
2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記1のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

加入手続を怠っていた場合は

加入手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に手続を行わない事業主に対しては、行政庁の職権による加入手続及び労働保険料の決定（認定決定）が行われます。その際、事業主は、さかのぼって労働保険料を徴収されるほか、あわせて追徴金が徴収されます。

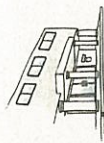
また、事業主が故意又は重大な過失により、労働保険の加入手続を行わない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付が行われた場合は、事業主からさかのぼって労働保険料が徴収（あわせて追徴金が徴収）されるほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。



● さかのぼって労働保険料を徴収（あわせて追徴金を徴収）



（労働保険未手続）



● さかのぼって労働保険料を徴収（あわせて追徴金を徴収）



（労働保険未手続）

● 労働保険給付に要した費用の全部又は一部を費用徴収



被災労働者

（別添7）

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託できる事業主は

常時使用する労働者が、

	事業主		
	金融、保険、不動産、小売業では	50人以下	
	卸売、サービス業では	100人以下	
	その他の事業では	300人以下	

委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労働保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

事務処理委託のメリット

- ① 労働保険料等の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ② 労働保険に加入することができない事業主や家族従業員なども、労働保険に特別加入することがあります。
- ③ 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。(事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。)
- ④ 労働保険事務組合を会員とする(一社)全国労働保険事務組合連合会の行う事業に参加することがあります。

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければなりません。事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、さかのぼって労働保険料が徴収されるほかに、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%が徴収されることになります。

1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(*)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

*療養開始後3年間に支給されるものに限ります。
また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

- 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会は、厚生労働省の委託を受け、会長が委嘱した「労働保険適正加入推進員」を通じ、労働保険の適正加入促進業務を行い、未手続事業の解消に努めております。

事業主説明会のカリキュラムの例等

(カリキュラム例)

- ・ 労働保険制度について
- ・ 労働保険事務組合制度について
- ・ 各種助成金制度について
- ・ 労災保険制度について
- ・ 雇用保険制度について
- ・ 特別加入と労災補償について
- ・ 労働基準法について
- ・ 労務管理について

(研修講師)

社会保険労務士等

(時 間)

正味 4 時間程度

労働保険適正加入推進員に対する研修のカリキュラムの例等

(カリキュラム例)

- ・ 加入勧奨活動の手法
(戸別訪問の実施方法、事業主から質問への対応、事業主等への接遇等)
- ・ 労働保険適用徴収制度
- ・ 労災保険制度について
- ・ 雇用保険制度について
- ・ その他、加入勧奨活動と雇用保険手続きに必要な知識及び労働関係諸制度

(研修講師)

労働保険適正加入促進員、社労士、労働局職員等

(時 間)

4 時間～ 7 時間

(テキスト)

加入勧奨マニュアル等を活用

地方事務所名／都道府県労働局名

(参考様式1)

[illegible]

加 入 促 進 計 画

平成 年 月 日

本部組織 あて

地方事務所

平成 年 月 日開催された第 回労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会において下記のとおり計画しましたので報告します。

記

1. 目 標

事 業 目 標	目 標 件 数	備 考
ア 未手続事業情報収集数 (平成26年9月末までの数)	件 (件)	
イ 労働局提供未手続事業数	件	
ウ 加入勧奨実施事業数	件	
エ 保険関係成立件数	件	
オ 雇用保険手続件数	件	

2. 未手続事業の把握について

重点業種の設定や地域の実情を踏まえた未手続事業を把握するための効果的な方法等。

3. 加入勧奨活動の進め方について

実際に地方事務所と労働局が行う上での加入勧奨の役割分担等。

平成25年度 労働保険加入勧奨実施状況報告書

(平成25年 月末日現在)

区 分	① 未手続事業 名簿に登載 された事業 数	② ①の未手続事業のうち事務組合が加入勧奨をすることとなった事業数 計 (a + b)	加入勧奨を実施した事業				加入勧奨未実施事業				③ ②イ欄の事 業に係る調 査説明費申 請件数	④ ②イ欄(イ) の事業に係 る成功報酬 費申請件数	⑤ ②イ(ロ) 欄の事業の うち成立手 続を行わな いたため労働 局へ報告し た事業数
			イ (イ) 成立手続を 行った事業 数	(ロ) 成立手続を 行っていない 事業数	(ハ) 適用対象外 事業と確認 された事業 数	a 小 計	(イ) 適用対象外 事業と確認 された事業 数	(ロ) 今後加入勧 奨を行う予 定の事業数	b 小 計				
4 月	A 労働局提供 未手続事業												
	B 事務組合提供 未手続事業												
	4月小計												
〇 月	A 労働局提供 未手続事業												
	B 事務組合提供 未手続事業												
	〇月小計												
合 計													

<記入上の注意>

- (注1) ①欄には協議会へ提出した未手続事業名簿に登載された事業（前年度から継続して登載する事業を含む。）について、「A 労働局提供未手続事業」と「B 事務組合提供未手続事業」に分けてそれぞれ記入してください。
なお、1事業に対し加入勧奨した結果、複数の成立手続を行った事業については、当該複数事業数を計上すること。
- (注2) ②の計欄には①の事業のうち協議会で事務組合が担当することとなった事業数を「A 労働局提供未手続事業」、「B 事務組合提供未手続事業」に分けて記入してください。
- (注3) ②のイ欄には②欄の事業のうち加入勧奨を行った事業について（イ）～（ハ）に分けてそれぞれ記入してください。
（イ）欄には、加入勧奨した結果、保険関係成立手続を行った事業数（1事業に対して加入勧奨した結果、複数の成立手続を行った事業については、当該複数事業数とする。）を記入してください。
（ロ）欄には、加入勧奨した結果、適用対象事業（事業主が非協力的で実態が不明の事業等を含む。）であるにもかかわらず未だ成立手続を行っていない事業数を記入してください。
（ハ）欄には、加入勧奨した結果、適用対象外事業（既に成立手続済の事業、廃止した事業等を含む。）であると確認できた事業数を記入してください。
- (注4) ②のロ欄には、加入勧奨未実施事業について、（イ）及び（ロ）に分けて記入してください。
（イ）欄には、加入勧奨未実施事業のうち、調査説明費の支給対象とならない活動により適用対象外事業（成立手続済事業、廃止した事業等含む。）であると確認できた事業がある場合に記入してください。
（ロ）欄には、加入勧奨未実施事業のうち、（イ）欄の事業を除いた事業数を記入してください。
- (注5) ③欄には、②のイの（イ）～（ハ）欄の事業について、調査説明費の申請件数を記入してください。
- (注6) ④欄には、②のイの（イ）欄の保険関係成立手続を行った事業について、成功報酬費の申請件数を記入してください。
- (注7) ⑤欄には、②のイの（ロ）欄の事業のうち、加入勧奨を行ったにもかかわらず保険関係成立の手続を行わないため「労働保険加入勧奨業務実施要綱」第8の規定に基づき労働局へ報告した事業数を記入してください。

労働保険加入勧奨状況報告書

平成 年 月 日

推進員氏名	⑩ 推進員番号			
事業場名			代表者名	
所在地	〒		電話番号	— —
加入済の労働保険	1 無 2 有 {		労災保険 (成立年月日 平成 年 月 日)	
			雇用保険 (成立年月日 平成 年 月 日)	
事業の概要			労働者数 (アルバイトも含む)	人
			雇用保険被保険者数	一般・短期・高齢 日雇 人
			免除対象高年齢労働者数	人
事業の種類			賃金の見込額	円
第三者から聴取した内容及び聴取先				
注) 上記太枠の記入項目について、当該事業場から聴取できなかった場合は、第三者から聴取した内容でも可とする。				

訪問年月日	平成 年 月 日 (時頃)	対応者氏名	
訪問記録 (一回目)	1 成立手続の見込みである (月)	① 事務委託する ② 個別で手続をする	
	2 加入勧奨を行ったが、成立手続の見込みが不明		
	(1) 未手続の理由等 (必ず記入して下さい。複数回答可。)		
	イ. 保険料の負担が大変 ロ. 制度の理解が不十分 ハ. 事務処理が困難 ニ. 労働者が入りたがらない ホ. 他が加入したら考える ヘ. 加入の必要を感じない ト. 社労士・税理士等に相談する チ. その他 (具体的に)		
訪問記録 (二回目)	(2) 今後の対応		
	① 加入勧奨を継続する		
	② 加入勧奨を断念する		
訪問記録 (三回目)	3 加入勧奨対象外事業 (具体的に)		
	イ. 適用済 ロ. 廃止 ハ. 労働者がいない ニ. その他		

訪問年月日	平成 年 月 日 (時頃)	対応者氏名	
訪問記録 (一回目)	1 成立手続の見込みである (月)	① 事務委託する ② 個別で手続をする	
	2 加入勧奨を行ったが、成立手続の見込みが不明		
	(1) 未手続の理由等 (必ず記入して下さい。複数回答可。)		
	イ. 保険料の負担が大変 ロ. 制度の理解が不十分 ハ. 事務処理が困難 ニ. 労働者が入りたがらない ホ. 他が加入したら考える ヘ. 加入の必要を感じない ト. 社労士・税理士等に相談する チ. その他 (具体的に)		
訪問記録 (二回目)	(2) 特記事項		
訪問記録 (三回目)	3 加入勧奨対象外事業 (具体的に)		
	イ. 適用済 ロ. 廃止 ハ. 労働者がいない ニ. その他		

総訪問回数	回
-------	---

(支部経由)